

医療費控除の特例、拡充を 東島俊一氏

週刊社会保障主幹

2020/7/22 2:00 | 日本経済新聞 電子版

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、健康の維持・増進の大切さが再認識されているようだ。新型コロナは高齢者や基礎疾患がある場合に重症化しやすいとされるが、自粛生活が長引けば誰もが運動不足になりがちで、心身の不調を訴える人も少なくない。コロナ危機を機会に、食習慣の見直しや体づくり、禁煙などに取り組む機運も高まるだろう。

こうした状況のなか、医療費控除の特例である「セルフメディケーション税制」をもっと活用してみてはどうだろうか。指定された市販薬を年間1万2千円超買っていると、超えた分を所得控除することができる。指定された市販薬は、医師に処方される医療用薬品から転用された「スイッチOTC医薬品」で、風邪薬や解熱鎮痛剤など約1800品目に上る。



セルフメディケーション税制は、軽度の体調不良は病院に行かず、自分自身で健康管理する意識づくりのため、2017年1月に始まった。ただ医療費控除との併用はできず、手続きの煩雑さなどもあり、18年の確定申告でも利用者数は前年比横ばいの2万6千人規模にとどまっている。

コロナ危機の現状に落とし込めば、風邪や腹痛などの軽症者は感染リスクを踏まえ、医療機関に行かず自宅療養する傾向が強まるだろう。自宅療養者は、薬局などで指定された市販薬を自己負担で購入して治したとする。医療機関で処方箋をもらえば3割負担（後期高齢者は1割負担など）で済んだのに、全額自己負担になる可能性がある。セルフメディケーション税制により、経済的な支援の幅が広がるといい。

予防接種や定期健診は原則、セルフメディケーション税制の対象外で、むしろ「健康のための一定の取り組み」として申告の際の必要条件となっている。だがセルフメディケーション税制の対象とすることで、病気の予防への意識はさらに高まるだろう。

コロナ危機で影響を受けているスポーツクラブなども、フレイル（虚弱）予防に取り組む高齢者らの利用者が多い。スポーツクラブの会費などもセルフメディケーション税制の対象にしたらどうだろうか。制度創設も大切だが、既存の枠組みの拡充を検討したい。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。